大野原運動交流広場管理業務仕様書

指定管理者が行う業務の内容及びその範囲は、この仕様書による。

1. 運営方針

指定管理者は管理運営をするにあたり、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1)地方自治法、大野原運動交流広場施設条例(以下「条例」という。)をはじめ募集要項・ 関係法規の内容を十分に理解し、施設の設置理念に基づいた管理運営を行うこと。
- (2)公の施設であることを念頭におき、特定の個人や団体に有利又は不利となる取り扱いをしないこと。
- (3) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減及び省エネルギーに努めるとともに、 廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (4) アンケート等を実施し、利用者の意見・要望を管理運営に反映させること。
- (5) 個人情報の適切な管理を行うこと。
- (6) 吉賀町と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2. 管理の基準

- (1) 主な管理項目とその基準
 - ア 建物等に関すること
 - ○施設点検、管理〔定期〕

❖清掃業務

・ゴルフ練習場、管理棟、トイレ等の建設施設内の清掃。施設(建物)周辺の側 溝、排水路、駐車場等の環境美化

❖除草業務

- ・多目的運動広場周辺法面、テニス、ゲートボールコート周辺法面、ゴルフ練習 場周辺法面、芝広場、森林公園等における雑草等の刈払い
- ・その他、法面以外の駐車場周辺や花壇、建物周辺等の除草

❖ゴルフ練習場

- ・フェアウェイ内において、地表に出ている石やロープ、ごみ等の除去
- ・掘れた地表の修繕。ゴルフボールの回収、清掃、球貸出機へのセット等
- ・強風時等によるネットの昇降。芝管理(肥料、目土の散布、育成。

❖テニス

・人工芝の管理

❖芝広場

- ・芝管理(草刈り、草引き、肥料散布、目土の散布、育成)
- ❖植栽した樹木等の管理に関すること
 - ・どうだんつつじ、欅、桜、つつじ等への肥料管理、目土、散水等

- ❖その他
- ○設備点検、保守〔定期〕
- ○簡易な修繕・補修(工事費 10 万円未満)
- ○その他
- イ 事業に関すること
 - ○受付、施設の貸し出し
 - ○その他
- ウ 団体に関すること
 - ○経理
 - ○関係法令等の順守
- (2) 備品の管理

指定管理者は、施設内にある備品を保管・整理し、購入及び廃棄等の異動については 町に報告する。

(3) 再委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

3. 管理の体制

緊急時に備えて安全管理体制を作ること

- 4. 業務の内容
- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 利用料に係る業務

条例に基づき、利用料の額を設定し、業務計画及び収支予算の算定基礎とすること ア 利用料の収受

利用料を収受すること。指定管理者が必要と認めた場合は、後納の取り扱いも可能である。なお、利用料は指定管理者の収入となる。

イ 利用料の減免

指定管理者は、条例に基づき、利用料を減免することができる。なお、減免で生じ る減収にかかる補填は行わないものとする。

5. その他

指定管理者は、この仕様書に定めるもののほか、業務の内容及び処理について定めのない 事項又は疑義が生じたときは、町と協議し決定する。